

ETC カード利用規則

第1条 (目的)

この規則は、協同組合東京ビジネスリンク（以下「組合」という。）が、組合所属の組合員のうちカード利用者として適格と認めた者（以下「組合員」という。）に対してETCカードを交付するに当たり、ETCカードの利用に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 (ETCカードの利用範囲)

ETCカードは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等の有料道路において、ETCシステムを利用した通行料金の支払に利用することができる。

第3条 (ETCカードの名称)

組合が中日本高速道路株式会社から貸与を受け、組合員に再貸与するETCカードを「ETCコーポレートカード」と呼称し、組合がクレジットカード会社から貸与を受け、組合員に再貸与するクレジットカードを「UCETCカード」と呼称する。

第4条 (利用できる車両の範囲)

ETCカードを利用する車両（以下「利用車両」という。）は、第1条規定の組合員が正当年使用権を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られる。ただし、ETCコーポレートカードの利用車両は、法人の場合は組合に対して申請済みの法人名義の車両に限られ、個人事業主の場合は代表者名義の車両に限られる。

2. ETCコーポレートカードの利用車両は、車検証の写しを組合に提出し、車両を登録するとともに、当該車両に使用するものとしてセットアップされた車載器の車載器管理番号を届出なければならない。車両の更新、その他の異動があった場合の届出についても同じである。

3. ETCコーポレートカードの利用車両は、中日本高速道路株式会社に登録され、当該カード表面に記載された車両に限られる。

第5条 (ETC車載器の搭載義務)

前条規定の利用車両にはETC車載器を搭載して使用しなければならない。

第6条 (ETCカードの利用方法等)

組合員（組合員の役員、使用者及びその他の従業員を含む）は、組合を経由して貸与されたETCカードの使用、保管その他の取扱いについては、次の各号の定めにしたがい、ETCカード管理者を定めた上で、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するとともに、ETCシステム利用規程（一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるもの。）を遵守しなければならない。

(1) ETCカードは、セットアップされた車載器に正確に差し込んで使用しなければならない。

(2) ETCカードは、紛失、変形、破損等しないよう適正に取り扱わなければならない。

(3) ETCカードの紛失、破損、変形、摩耗、使用車両の増加あるいは減少等によるETCカード必要枚数の異動が発生したときは、所定の様式による届出書、申請書等を速やかに提出しなければならない。

(4) ETCカードを改変してはならない。また、破損又は変形したETCカードを使用してはならない。

(5) ETCカードを第三者に使用させ、又は貸与してはならない。

(6) ETCカードを第三者に強奪され、又は窃盗されたときは、事件発生地所管の警察署に届出を行い、届出を証する受理番号を記載した紛失届を組合に提出しなければならない。

(7) 1枚のETCカードを、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用してはならない。

(8) 高速道路において、ETCカードの使用の有無にかかわらず、不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしてはならない。

(9) 車両制限令を遵守するとともに、常に交通安全に留意して通行しなければならない。

(10) 本利用規則及び中日本高速道路株式会社の指示に違反して高速道路を通行し、又はETCカードを使用してはならない。

第7条 (ETCカードの利用申込)

ETCカードの利用承認を受けようとする組合員は、以下の書類を組合に提出しなければならない。

(1) ETCカード申込書

(2) 料金引落し支払い用の金融機関宛口座振替依頼書

(3) その他組合が必要とする書類

第8条 (ETCカードの利用承認)

本組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかにETCカードの利用の諾否を審査し、ETCカードの発行をもって利用を承認したものとする。

2. 利用承認の結果及びETCカードの交付は、組合を経由して行うものとする。

第9条 (ETCカードの追加交付手続)

組合員は、その所有する車両の増加等の事由により、ETCカードの追加交付を受ける必要があるときは、組合が定める追加発行申込書を組合に提出し、ETCカードの追加交付を受けることができるものとする。

第10条 (ETCカードの一部返却)

複数のETCカードの貸与を受けている組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに組合の定めるETCカード返却届を添え、不要となったETCカードを返却する。

(1) 登録車両の一部を利用しなくなったとき

(2) 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき

(3) 組合が必要と認めてETCカードの一部返却を依頼し、その通知を受けたとき

(4) その他、組合員の事由によりETCカードの一部が不要になったとき

第11条 (ETCカードの再交付手続き)

組合員は、正当な理由によってETCカードを破損した場合においては、組合が定める再交付申請書を組合に提出し、ETCカードの再交付を受けることができるものとする。但し、この場合当該破損ETCカードは組合に返納しなければならない。

第12条 (カードの紛失、盗難)

組合員は、ETCカードを紛失、盗難により失ったときは（以下「紛失等」という。）、直ちに組合が定める紛失届を組合に提出する。

2. 組合員がETCカードを紛失等したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び事由の如何にかかわらず、組合員が負うものとする。ただし、組合の責による場合はこの限りではない。

3. ETCカードを紛失等したときは、前条の定めによりETCカードの再交付の申込みができるものとする。

4. 前項の定めによりETCカードの再交付を受けている場合において、紛失等したETCカードを見出したときは、速やかに返却届を添えて組合に返却する。

第13条 (ETCカードの返納)

ETCカード利用者は、次の各号の一に該当する場合、直ちに組合が定める返納届を添付して組合にETCカードを返納しなければならない。

(1) 事業の停止、その他の事由によりETCカードが不要になったとき

(2) ETCカード利用が停止されたとき

(3) その他組合が必要かつ相当な理由により認める場合

第14条 (ETCカード手数料及び再発行手数料)

組合員は、第8条又は第11条の定めにより、新たなETCコーポレートカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード1枚につき629円（消費税を含み、消費税が変更された場合には、変更された金額）を支払う。

2. 組合員は毎年4月1日において貸与を受けているETCコーポレートカードの保有枚数に応じ、年間手数料として、カード1枚につき629円（消費税を含み、消費税が変更された場合には、変更された金額）を、毎年4月分利用料と同時に支払うものとする。

3. 既に支払済みの取扱手数料及び年間手数料は、理由の如何を問わず返還しない。

第15条 (管理費等)

組合員は、組合に対し、ETCカード利用金額に応じて、組合が定める料率（ただし、組合Webサイトに掲載するものとする。）の管理費を支払うものとする。

2. (1) 組合員は、前項に定める管理費、ETCカード利用料金及び組合費（以下「管理費等」という。）の支払いを累計2回以上（1度怠り、その後、遅滞が解消されたとしても累計1回に含まる。）怠った場合には、2回目に怠った月（支払期限となる日を含む月を意味する。）の当月分利用料から、通常の2倍の管理費を支払うものとする。

(2) 前号の支払義務は、①遅滞がすべて解消され、かつ、②解消後6ヶ月間（解消した月を含まず、その翌月から起算して6ヶ月とする。）遅滞なく支払いを継続し、③組合員が、通常の金額を支払うよう申請をするまでの期間継続するものとし、①乃至③の要件を満たした場合、当該③の申請を行った月以降、通常の管理費の金額に改めて変更するものとする。なお、この場合、前号の累計回数は0回に戻るものとする。

3. 組合員は、第1項に定める管理費等の支払いを累計3回以上怠った場合、組合員としての特典である割引を、適用しないETCカード利用料金を支払うものとする。この場合、前項第2号を適用するものとする。

4. 組合は、第2項及び前項に定める措置を併せてとができるものとする。

第16条 (料金の納入)

組合員は、ETCカードに関する取扱手数料、年間手数料及び管理費等（以下「料金」という。）の引落しのために自己の口座を設定しなければならない。

2. 組合員は、別紙記載の支払を前提とした毎月組合が送付する請求書に従って、前項に規定する口座に遅延することなく料金を納入しなければならない。

第17条 (料金の滞延処分)

組合が支払期限として指定した日までに組合員が料金を納入しないときは、組合所定の督促により支払いを督促する。

2. 組合員は、前項による督促を受けたときは、料金及び督促手数料を指定された期限までに組合の指定する銀行口座に銀行振込の方法により支払うこととする。この場合の銀行振込に係る手数料は、組合員が負担する。

第18条 (期限の利益の喪失)

組合員は、自らが次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

(1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

(2) 差押、仮差押、仮処分の申立て、又は滞納処分を受けたとき。

(3) 破産、民事再生手続開始、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続の申立てがあつたとき。

(4) 組合に支払うべき債務の履行を遅延し、催告を受けた後に相当期間を経過しても支払を行わないとき。

(5) 組合よりETCカード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

(6) 経営（財産）状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事象が生じたとき、その他資産、信用または支払能力に重大な変更が生じたとき。

(7) 組合に対する詐欺、その他の背信的行為または信頼関係を破壊させる行為があつたとき。

第19条 (延滞金)

組合は、第17条の規定による督促を受けた組合員が、督促納入期日までに料金等を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納料金に年率14.6%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として請求することができる。

第20条 (カードに対する利用停止)

組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該組合員のカードの利用を、直ちに停止することができるものとする。

(1) ETCカードを第4条または第5条の規定に反して利用した場合。

(2) ETCカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。

(3) 車両制限令に違反したとき又は車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。

(4) ETCカードを管理上の徹底不足、不注意等でETCカードの取扱いにふさわしくない事由等により紛失等したとき。

(5) 第18条各号に定める事由に該当したとき。

(6) ETCカード利用者として著しく不適当な行使をしたと、合理的な根拠に基づいて組合が認めたとき。

(7) その他、本規定に違反する行為をしたとき。

第21条 (警告)

組合員は、ETCカードの利用に関し組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

第22条 (ETCカードの有効期限)

ETCカードの有効期限は、ETCカード表面に記載された月の末日までとする。

第23条 (不正使用による責任)

組合は、第20条の各号に該当したETCカード利用者に対して、当該事犯によって組合及び組合を構成する全組合員が被る損害額について、理事会に諮り、弁済額を決定し、その額を弁済させることができる。

第24条 (保証金)

組合は、組合員に対して、保証金を求めることがあり、組合員は定められた保証金を納入する義務を負う。

2. 保証金は、組合員がETCカードをすべて返却した場合、返却後2ヶ月以内に返却するものとする。ただし、利息は付さないものとする。

3. 組合は、組合員において、債務の全部または一部に不履行があり、未払い金があるとき、保証金を当該債務の弁済に充當するものとする。組合員は、速やかに、充當額を改めて保証金として入金するものとする。

4. 組合員は、ETCカード利用期間中または（ETCカードを返却後の）保証金返却期日を経過するまでの間、自己の債務と保証金に係る返却債務との相殺を主張し得ないものとします。

5. 組合員の保証金返却請求権は、第三者に譲渡または自己若しくは第三者の債務の担保の用に供してはならないものとします。

6. 組合員が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続及び特別清算手続の開始を申立て、または申し立てられた場合、組合は、組合員に対する当該時点での債権（期限が未到来のものも期限の利益を失うものとする。）と保証金返却請求権を相殺するものとし、組合員は求めこれを承諾する。

第25条 (合意専属管轄裁判所)

各事業利用規約に関して組合と組合員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第26条 (その他)

この規則に定めない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

第27条 (組合員の特別な義務)

組合員は、本利用規約に基づくETCカードの利用については、組合に所属していることにより、特別な優待を受けることができる一方で、組合員が何らかの法令違反行為、または、中日本高速道路株式会社が定める規則に違反した場合、自己のみならず、組合及び他の組合員も優待の適用を受けられなくなることを理解し、承知する。

2. 組合員は、前項の仕組みを理解、承知した上で、ETCカードを利用するものとし、自らの何らかの行為により、組合及び他の組合員が優待の適用を受けられなくなった場合には、当該不利益が損害となることを自覚し、組合に対して、損害賠償義務を負うものであることを予め、承知する。

(利用金額の支払)

(1) 請求期限および支払い期限

種類	請求締め日	請求期限（請求書の送付）	支払期限
ETC コーポレート	毎月 末日	締め日翌月 25日までに送付	締め日の翌々月 5日までに支払う
UCETC	毎月 末日	締め日翌月 25日までに送付	締め日の翌々月 5日までに支払う

(2) 各カードの利用料金の支払は銀行自動口座振替とする。

定 款 (抜粋)

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都、千葉県、神奈川県及び愛知県の区域とする。

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のために対する建築リフォーム工事に関する設計及び工事の受注あっせん
- (2) 組合員のために対する損害保険の代理店業務
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のために対するその借入れ
- (4) 組合員のために対する寺領用燃料の共同購買
- (5) 組合員のために対する貨物集荷の事務代行
- (6) 組合員のために対する高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の支払代行
- (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (8) 組合員の福利厚生に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 建築工事業（木造建築工事業を除く）、床・内装工事業、建築設計業、オフセット印刷業（紙に対するもの）、税理士事務所、経営コンサルタント業、美容業、スポーツ・健康教授業、保育所又は労働者派遣業を行う事業者であること
 - (2) 本組合の地区内に事業場を有すること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不正に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に對しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第24条 組合員の持分は、本組合の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

